

平成24年9月7日

債権者各位

大分県大分市金池町三丁目3番11号 金池MGビル2階
申立人(再生債務者)株式会社さとうベネック
代表者代表取締役 大 川 義 廣

東京都千代田区平河町1丁目1番1号
平河町コート5階

カイロス総合法律事務所

申立代理人	弁護士	田	邊	勝	己
同	弁護士	片	岡		剛
同	弁護士	江	口	公	一
同	弁護士	尾	山	祐	介
同	弁護士	伊	倉	吉	宣
同	弁護士	平	田	香	織
同	弁護士	岡	山	大	輔
同	弁護士	亀	田	治	男

電話 03(3511)8550/FAX03(3239)9150

民事再生手続申立経緯等に関する説明会の御案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社は、昭和13年の創業以来、皆様方の暖かい御支援の下に、業務を展開してまいりました。

しかし、長引く不況により資金繰りに窮することとなりました。このまま、現状を放置すれば、債権者の皆様に対し多大な御迷惑をお掛けすることは必至でありましたので、やむを得ず、再生手続の申立をなし、裁判所の行う再生手続の下で会社再建を図ることにいたしました。

既に、弊社は、平成24年9月7日付けで、東京地方裁判所民事第20部に対し、再生手続開始の申立(平成24年(再)第89号)を行っております。

かかる事態を迎えるに至りましたことについて、これ迄御支援して頂きました皆様方に対して誠に申し訳無く、深くお詫び申し上げます。

今後は、事業をできるだけ毀損させることなく経費を出来る限り削減するなど収益力を上昇させ、かつ健全経営を目指し、必ずや会社を再建して、皆様方に御恩返しができるものと確信しております。

今後は、債権者の皆様の御協力と東京地方裁判所の監督の下に通常通り業務を行い、会社再建に邁進することで、皆様にお掛けする御迷惑を最小限度にとどめる所存でございます。

なお、今後のスケジュールであります。先ず、東京地方裁判所から選任された監督委員が債権者の意向等について調査し、その調査結果をもとに裁判所が再生手続開始決定を行い、その後皆様からの債権の届出を受けまして、債権者集會が開催されることとなります。通常、申立から開始決定まで1週間、また正式な債権者集會が開催されるまでには5か月程度の日時を必要とします。

そこで、弊社は、正式な債権者集會が開催される前に、今日の事態を迎えるに至った経緯、再生手続の見通しについて御説明申し上げると共に、弊社再建策について御協議頂きたく、下記の要領で債権者集會を開催させていただきたいと考えておりますので、お忙しい中、誠に恐縮とは存じますが、別紙日時場所にて御参集頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

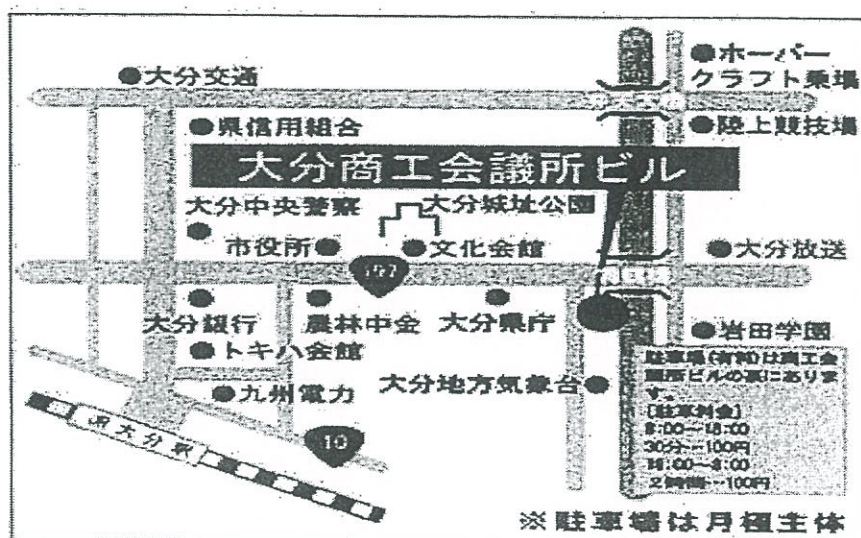
なお、弊社の本店が大分県であることと、東京、埼玉にも支店があり関東の債権者の方々も多くいらっしゃることから、第1回目の集會を大分で、第2回目の集會を東京で開催致しますが、内容は同じですので、ご都合のよい回にご出席賜れば幸いです。

敬具

記

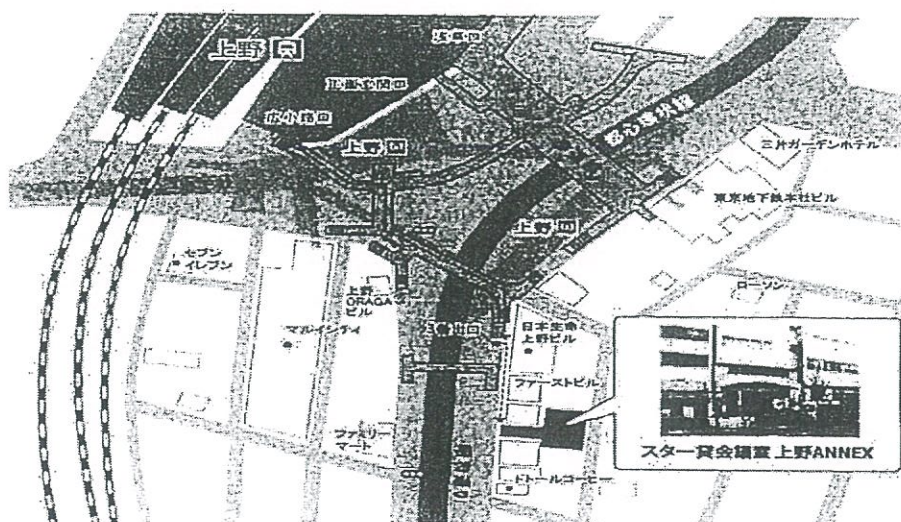
第1回 (大分)

日 時 平成24年9月12日 (水)
午後3時00分～午後4時00分
場 所 大分商工会議所ビル
住所：〒870-0023 大分市長浜町3丁目15-19
電話：(代表) 097-536-3131



第2回 (東京)

日 時 平成24年9月13日 (木)
午後3時00分～午後4時00分
場 所 上野 ANNEX (アネックス) ホール2A
住所：〒110-0005 東京都台東区東上野2-18-7 共同ビル 2階
電話 (お問い合わせ先) : 03-3511-8550 (カイロス総合法律事務所)



※ 各会場とも駐車場には限りがございますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
※ご来場時に本封筒をご提示ください。資料をお渡し致します。

以上、お詫び方々お知らせ申し上げます。

以上